

設 計	検 算	係 長	課長補佐	課 長

令和 8 年度

道 路 事 業

門型標識定期点検委託業務

見積参考資料

- ・ 見積参考資料は入札参加業者の迅速で適正な業務費の見積りのための一資料であり、委託契約を拘束するものではない。
- ・ 入札においては見積参考資料に記載された事項を最優先するものとし、その他の閲覧資料との表示に違いがある場合においても入札の公正性が確保される範囲で入札事務を継続するものとする。
- ・ 見積参考資料に記載されている積算に関する事項については、契約後、必要に応じて業務委託契約書の規定に基づき、協議を行う場合がある。

業務場所	高知市	北本町二丁目	外	道 路 整 備 課
業務日数	80	日間	着手 令和 年 月 日 完了 令和 年 月 日	

業務金額		円	業務委託理由	
内 訳	業務価格	円	本業務は、本市が管理する市道の門型標識について、適切な維持管理を行うため、道路法施行令及び施行規則に基づく定期点検を実施することにより、損傷等の異状を把握し健全性の診断を行うものである。	
	消費税及び地方消費税相当額	円		
業務請負対象金額		円	業務の概要	
消費税及び地方消費税相当額抜きの工事請負対象金額		円		
摘 要			設計業務（門型標識点検）	
			設計協議（点検）	
			N= 1 式	
			定期点検	
			N= 2 基	

委 託 費 内 訳 表

費目・工種・細別等	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
測量設計費					
設計業務					
設計協議(点検)					
打合せ協議					明細表 第1号
	式	1			
定期点検					
業務計画書作成					明細表 第2号
	式	1			
現地踏査					明細表 第3号
	式	1			
近接目視点検					明細表 第4号
	式	1			
健全性の診断および記録					明細表 第5号
	式	1			

委 託 費 内 訳 表

費目・工種・細別等	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
報告書作成					明細表 第6号
	式	1			
直接経費					
その他直接経費					明細表 第7号
	式	1			
直接経費					
旅費交通費率分					
	式	1			
電子成果品作成費					
	式	1			
直接原価					
その他原価					
	式	1			
業務原価計					
一般管理費等					
	式	1			

単価表 第 2号

業務計画書作成

単価表

(1)

金額：

内容：

1 業務 当り

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
主任技師	人	0.50			人件費
技師(B)	人	1.00			人件費
技師(C)	人	1.50			人件費
技術員	人	1.50			人件費
	(	1	業務 当り		)

単価表 第 3号

現地踏査

単価表

(1)

金額：

内容：

1 基 当り

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
技師(A)	人	0.10			人件費
技師(B)	人	0.15			人件費
技師(C)	人	0.15			人件費
技術員	人	0.15			人件費
	(	1	基 当り		)

単価表 第 4号

近接目視点検(昼間)

単価表

(1)

金額：

内容：

1 基 当り

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
技師(A)	人	0.50			人件費
技師(B)	人	0.50			人件費
技師(C)	人	0.50			人件費
技術員	人	0.50			人件費
	(	1	基 当り		)

単価表 第 5号

近接目視点検(夜間)

単価表

(1)

金額：

内容：

1 基 当り

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
技師(A) 夜間勤務	人	0.75			人件費
技師(B) 夜間勤務	人	0.75			人件費
技師(C) 夜間勤務	人	0.75			人件費
技術員 夜間勤務	人	0.75			人件費
	(	1	基 当り		)

単価表 第 6号

健全性の診断および記録

単価表

(1)

金額：

内容：

1 基 当り

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
技師(A)	人	0.02			人件費
技師(B)	人	0.02			人件費
技師(C)	人	0.05			人件費
技術員	人	0.10			人件費
	(	1	基 当り		)

単価表 第 7号

報告書作成

単価表

(1)

金額：

内容：

1 業務 当り

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
技師(A)	人	0.50			人件費
技師(B)	人	0.50			人件費
技師(C)	人	0.50			人件費
技術員	人	0.50			人件費
	(	1	業務 当り		)

公表単価一覧表

名称・規格1・規格2	単 位	単 価	摘 要
技師(A) 夜間勤務	人	68,985	単価表 第5号 人件費
技師(B) 夜間勤務	人	54,328	単価表 第5号 人件費
技師(C) 夜間勤務	人	46,835	単価表 第5号 人件費
技術員 夜間勤務	人	40,443	単価表 第5号 人件費
高所作業車 トラック架装リフト(ハケット、ブーム型) 作業床高8～10m	台・日		単価表 第8号 ほかに Web建設物価2026年6月号・P803 四国①
運転手(一般) 夜間勤務	人	28,175	単価表 第9号
交通誘導警備員 交通誘導警備員B 夜間勤務	人	16,118	単価表 第11号

数量表(門型標識定期点検委託業務)

名称・規格・条件	単 位	数 量
打合せ協議		
打合せ協議 中間打合せ1回	業務	1
業務計画書作成		
業務計画書作成	業務	1
現地踏査		
現地踏査	基	2
近接目視点検		
近接目視点検（昼間）	基	1
近接目視点検（夜間）	基	1
健全性の診断および記録		
健全性の診断および記録	基	2
報告書作成		
報告書作成	業務	1
その他直接経費		
高所作業車運転 下知33号線 昼間 トラック架装リフト、バケット、ブーム型、作業床高8～10m	日	1
高所作業車運転 江ノ口2号線 夜間 トラック架装リフト、バケット、ブーム型、作業床高8～10m	日	1
交通誘導警備員 交通誘導警備員B	人	3
交通誘導警備員 交通誘導警備員B 夜間勤務	人	3

特 記 仕 様 書

第 1 章 総 則

第 1 条 適用

本特記仕様書は、高知市（以下「発注者」という。）が発注する門型標識定期点検委託業務（以下「本業務」という。）に適用する。

第 2 条 ウィークリースタンス

本業務は、業務の環境等を改善することを目的としたウィークリースタンスの対象業務とする。業務着手時の打合せにおいて、1 週間の各曜日における受発注者間相互のルールや約束事・スタンス等を受発注者間相互で確認・調整のうえ、目標の設定を行い、履行期間中は原則、設定した目標を受発注者間相互が遵守しなければならない。

参考）高知市技術監理課 HP

(<https://www.city.kochi.kochi.jp/soshiki/123/weeklystance.html>)

第 3 条 通則

本業務は、次の図書に準拠又は参考として行うものとする。ただし、本業務期間内において当該図書及び関係する調書等が改訂されたときは、適用する準拠図書等について、発注者と受注者とが協議により定めるものとする。

- (1) 附属物（標識、照明施設等）点検要領 令和 6 年 9 月 国土交通省道路局 国道・技術課
(以下「附属物点検要領」という。)
- (2) 門型標識等定期点検要領（技術的助言）令和 6 年 3 月 国土交通省 道路局
- (3) 門型標識等定期点検要領（技術的助言の解説・運用標準）令和 6 年 3 月 国土交通省 道路局
(以下(2)、(3)あわせて「定期点検要領」という。)

第 4 条 共通仕様書の準用

本業務は、「高知県測量業務共通仕様書」、「高知県地質・土質調査共通仕様書」、「高知県土木設計等共通仕様書」等に基づき実施しなければならない。ただし、「調査職員」を「監督職員」に読み替えるものとする。

第 5 条 目的

本特記仕様書は、道路法施行令（昭和 27 年政令第 479 号）第 35 条の 2 第 2 項に基づく門型標

識の点検に関する委託業務の履行に際して必要な事項を定めることにより、設計図書等の内容の統一的な解釈及び運用を図るとともに、適切な業務の履行の確保を図ることを目的とする。

第6条 管理技術者

- 1 管理技術者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。
 - (1) 技術士法（昭和 58 年法律第 25 号）による技術士で、建設部門のうち選択科目を「鋼構造及びコンクリート」又は総合技術監理部門で選択科目を「建設－鋼構造及びコンクリート」に限る。）とするもの。
 - (2) 一般社団法人建設コンサルタンツ協会が実施するシビルコンサルティングマネージャ（RCCM）資格試験に合格し、同協会に備える「RCCM 登録簿」に登録されている者で、専門部門を「鋼構造及びコンクリート」とするもの。
 - (3) 建設コンサルタント登録規程（昭和 52 年建設省告示第 717 号）第 3 条第 1 号のロの規定により大臣が認定した者で、専門部門を「鋼構造及びコンクリート」とするもの。
- 2 管理技術者は、業務着手時及び成果品納入時の打合せ協議に立ち会うものとする。

第7条 機械及び仮設備等の使用

- 1 受注者は、現地踏査に基づく近接手段の検討の結果、高所作業車等の機械及び仮設備等が必要と考えるときは、その使用について、発注者と協議することができる。
- 2 前項の協議により機械及び仮設備等の使用の必要があると認められた場合において、発注者は、設計図書等の変更を行わなければならない。
- 3 受注者は、高所作業車等の使用により道路を占用するときは、交通誘導警備員（警備業法（昭和 47 年法律第 117 号）第 4 条に規定する認定を受けた警備業者の警備員に限る。）を配置しなければならない。

第8条 業務実績データ作成、登録

受注者は、契約時又は変更時において、契約金額が 100 万円以上となる場合、測量調査設計業務実績情報サービス（TECRIS）に基づき、受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として「業務カルテ」を作成し、監督職員の確認を受けた上、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内に、完了時は業務完了後 10 日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録申請しなければならない。また、登録機関発行の「業務カルテ受領書」が届いた際は、その写しを直ちに監督職員に提出しなければならない。なお、変更時と完了時の間が 10 日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。

第2章 業務内容

第9条 打合せ協議

1 打合せ協議を実施する時期及び内容は、次の各号のとおりとする。

(1) 業務着手時（初回協議）

業務着手時において、調査方法、内容等の打合せを行うとともに、既存資料等の貸与を行う。なお、初回協議は着手日から平日10日以内に行うものとする。

(2) 中間打合せ

現地踏査は初回協議から平日10日以内に着手するものとし、現地踏査終了時において、業務計画及び実施計画の変更の必要性、新技術等活用の検討等について打合せを行う。

(3) 成果品納入時

成果品のとりまとめが完了した時点において打合せを行う。

2 発注者及び受注者は、業務の適切な履行の確保のため必要があると認めるときは、前項の規定によらず、随時、協議を行うものとする。

第10条 計画準備

業務計画書作成、現地踏査及び関係機関との協議資料作成を行う。

(1) 業務計画書作成

業務計画書及び、詳細な門型標識毎の点検計画となる実施計画書の作成及び関連資料等の収集を行う。また、定期点検において必要な関係機関との協議用資料、説明用資料の作成及び必要な資料等の収集を行う。

(2) 現地踏査

定期点検に先立って現地踏査を行い、門型標識の変状（劣化・損傷等）程度を把握する他、門型標識の立地環境、交通状況、交通規制の要否、近接手段等について現場の概況を調査して記録（写真撮影含む）する。

第11条 新技術等活用の検討

新技術等の活用の検討においては、「新技術利用のガイドライン（案）（平成31年2月）国土交通省」を参考にするとともに、「点検支援技術性能カタログ（橋梁・トンネル）令和8年3月国土交通省」に記載されている仕様確認が行われた技術から選定することを基本とし、本業務において有用な新技術を積極的に活用するための検討を行うものとする。検討により採用可能と判断された新技術等については監督職員との協議により採用を決定された後に活用するものとする。

第 12 条 定期点検

(1) 現地点検及び診断（健全性の診断）

高所作業車を用いて、点検を近接目視、または近接目視による場合と同等の評価が行える他の方法(新技術等の活用)により行うとともに、点検対象部材の部材単位での健全性の診断を行う。

（原則として全ての部材に手で触れられるまで近接して部材の状態を評価する）

(2) 点検記録様式の作成

点検結果及び診断結果について、定期点検要領の記録の手引きに基づき、同要領にある点検表記録様式「様式 1、様式 2、様式 3」（Microsoft Excel）を作成し記録するものとする。また、附属物点検要領を基にした様式「高知市点検調書」（Microsoft Excel）（項目は「施設諸元」、「補修履歴」、「現況写真台帳」、「損傷程度の評価記入表」、「損傷写真台帳」、「損傷図」、「部材番号図」の 7 項目）も作成し記録するものとする。

(3) 点検記録様式について

点検調書作成を支援する新技術等の活用により、「高知市点検調書」の 7 項目のひとつでも書式が変更となる項目がある場合は、書式の変更について監督職員と協議を行うこと。

第 13 条 報告書作成

点検業務の成果として、作成した資料や点検表記録等のとりまとめを行う。なお、点検表記録様式「様式 1、様式 2、様式 3」（Microsoft Excel）及び「高知市点検調書」（Microsoft Excel）については、ファイル形式を変更せず電子媒体でも納品すること。

第 14 条 成果品

成果品は、次の表のとおりとする。

1 成果品一覧表

項目	納品形式	規格等	部数	備考
成果品	紙媒体	A4 版	1	報告書一式
データ	電子媒体	CD 又は DVD	2	報告書一式、図面データ、写真等

2 電子媒体には、発注者及び受注者の署名または押印を明記すること。

3 データ中の写真は、JPEG 形式（拡張子「.JPG」）とすること。

4 部材番号図や損傷図の CAD データは、JWCAD ソフトで取り扱える形式（拡張子「.jww」）で提出すること。

5 点検の結果、前回点検時から橋梁諸元や判定等が変更となるものは資料をとりまとめの上、発注者に報告すること。

第 15 条 業務途中における成果の報告

受注者は、発注者から請求があったときは、業務の途中であっても、時点までの成果を取りまとめて報告しなければならない。

第 16 条 業務途中における成果の使用

発注者は、前条の規定により引渡しを受けた成果について、発注者の責により使用することができる。

第 17 条 緊急の処置を要する損傷を発見した場合の取り扱い

受注者は点検途中、緊急の処置を要する損傷を発見した場合には、写真等の損傷状態が把握できる書類を揃え、速やかに発注者に報告しなければならない。

第 18 条 疑義の決定

本業務に関し疑義があるとき又は本特記仕様書に定めのない事項については、必要に応じて、発注者と受注者とが協議により定めるものとする。

第 19 条 熱中症対策対象業務

現場の施設や設備に対する熱中症対策（作業員個人に対する費用を除く）を実施する場合は、施設・設備の種類や規模、設置期間及び概算費用等について、事前に協議を行う。なお、協議により認められた対策については、実施した内容を確認した上で設計変更の対象とする。

第 20 条 成果品の検査

- 1 成果品の検査は、管理技術者の立ち会いのうえ行うものとする。
- 2 成果品の検査に要する費用は、受注者が負担するものとする。
- 3 円滑な検査実施のため、受注者は報告書のダイジェスト版を作成し受験するものとする。

第 21 条 中立性の保持

受注者は、常に建設コンサルタントとしての中立性を保持しなければならない。

第 22 条 点検表及び点検調書の提出期限

本特記仕様書第 13 条にある「点検表」及び「高知市点検調書」の提出期限は、紙媒体、電子媒体ともに履行期間末から平日 10 日前とする。

